

青森県報

第二百六十六号

令和三年
二月三日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

公 告

- 市街地再開発組合の事業計画変更の認可……………(建築住宅課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……三
- 右……………(三八地域局) ……三
- 右……………(西北地域局) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四
- 土地改良区の役員の退任……………(西北地域局) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域局) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域局) ……五

出先機関

告 示

青森県告示第六十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおい薬局	五所川原市弥生町三の五	平成 二元・四・一
とわだ耳鼻いんこう科医院	十和田市西十一番町二二の一	令和 二・二・五
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二二	二・三・一

青森県告示第六十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医師の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担 当 診 療 科 名	指 定 年 月 日

難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定
小笠原 眞	小笠原 眞	妹尾 麻衣	小笠原 眞	小笠原 眞
とわだ耳鼻 いんこう科	とわだ耳鼻 いんこう科	弘前大学 学部附属病 院	とわだ耳鼻 いんこう科	とわだ耳鼻 いんこう科
番町二二の一	番町二二の一	弘前市大字本 町五三	番町二二の一	番町二二の一
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	腎臓内科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
令和 二・二・五	令和 二・二・五	二・二・五	〃	〃

青森県告示第六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種 類	居宅サ ービス 事業を 行 う事 業所	届止 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
株式会社 不動産 ナース	株式会社 不動産 ナース	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	福祉用 具貸与	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	令和 三・一・三	令和 三・二・六
株式会社 不動産 ナース	株式会社 不動産 ナース	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	特定福 祉用具 販売	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	〃	〃

青森県告示第七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス 事業者	氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ー ビ ス の 種 類	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所	届止 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
株式会社 不動産 ナース	株式会社 不動産 ナース	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	介護予 防サ ー ビ ス の 種 類	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	令和 三・一・三	令和 三・二・六
株式会社 不動産 ナース	株式会社 不動産 ナース	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	特定介 護予 防サ ー ビ ス の 種 類	三沢市美野原一 丁目一二の一〇	〃	〃

公 告

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、中新町山手地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

中新町山手地区市街地再開発組合
二 事業施行期間

令和二年三月から令和六年三月まで
三 施行地区(施行地区及び工区)

青森市新町二丁目五の一から五の一まで、五の二五、五の二六、五の二八、五の二九、一〇一の一の一部、一〇二の三の一部及び一〇二の六の一部

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の一八

五 設立認可の年月日

令和二年三月十七日

六 変更内容

設計の概要

資金計画

七 変更認可の年月日

令和三年一月二十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社黒田建設

二 代表者の氏名 黒田哲也

三 主たる営業所の所在地 青森市南佃二丁目一の一二

四 許可番号 青森県知事許可(般一七七)第八〇〇六号

五 取消年月日 令和二年十一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社西村工業

二 代表者の氏名 西村慎一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字平字田中平一の三

四 許可番号 青森県知事許可(般一七七)第一三九五号

五 取消年月日 令和三年一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤春建設

二 氏名 佐藤春

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字沖字岡田二五五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第四〇〇二三〇号

五 取消年月日 令和三年一月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社春建工業

二 代表者の氏名 白川融

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字水野尾字清川五七の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一五六八五号

五 取消年月日 令和三年一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年一月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社諏訪辺興業

二 代表者の氏名 中川馨

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の三七七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第八九六五号

五 取消年月日 令和二年十一月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社相内

二 代表者の氏名 相内国雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇二四の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第五〇〇四二号

五 取消年月日 令和二年十二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可
石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年二月三日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

区役員の 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	工藤 兼春	つがる市牛潟町村上五六の一	令和三・一・二五

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年二月三日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

区役員の 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
監 事	谷川三智男 漆戸 隆治	上北郡東北町字保戸沢家ノ前七五の一 七七 七五の四	令和 二二〇・二就任 三・九・四退任

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円